

令和7年度第4回鳥取市特定公共賃貸住宅入居者を次のとおり募集します。

1 募集期間 表紙内(1ページ)の「募集期間」のとおり。

2 募集する住宅の概要

種別	団地名	棟	号	階数	E V	構造	規格等	月額家賃(円) 【令和6年度家賃】	建設 年度
特公賃	湖山	1棟	18号	1		中層耐火3階建	3DK(9/6/6)	68,000 ～ 80,000	H8

記載の家賃額は令和7年度の家賃額です。令和8年度は家賃額が変更する可能性があります。

【注意】

- (1) 各団地の駐車場は、原則1住戸につき1台で市の許可及び使用料が必要です。なお団地によっては空き区画がない場合もあります。
- (2) テレビをご覧になる場合に、個人負担でアンテナ設置又はケーブルテレビとの契約が必要な団地があります。
- (3) 建設年度が古い団地は、網戸・カーテンレール・給湯器が設置されていない場合があります。
- (4) 募集住戸は、募集に際し必要最低限の修繕を行っていますが、室内の床、壁、天井等の仕上げに経年劣化による傷みや汚れ、色あせが生じている場合があることをご承知の上応募ください。
- (5) 家賃のほかにも、電気、ガス、水道、下水道の使用料及び共同で使用するものなどの費用(共益費)、町内会費等の負担が必要です。(団地によって異なります。)
- (6) 入居可能日以前に住戸内をご覧いただくことはできません。

3 入居資格

次の(1)から(5)までの条件にすべてあてはまること。

- (1) 自ら居住するため、住宅を必要としている者であること。
- (2) 4の収入基準を満たす者であること。
- (3) 現に同居し、若しくは同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下「同居親族」という。)がある者又は市内に勤務先を有する単身者(入居可能日から1月以内の就職が見込まれる単身者を含む。)であること。
- (4) 市税を滞納していない者であること。
- (5) その者又は同居親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

4 収入基準

月額所得が158,000円以上487,000円以下であること。

5 申込方法

入居希望者は、申込書に必要事項を記入し必要書類を添えて、鳥取市都市整備部建築住宅課住宅係又は各総合支所産業建設課に申込むこと。

6 選考方法

入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を超える場合の入居者の選考方法は、公開抽選により行う。

ただし、入居の申込みをした者の数が入居させるべき住宅の戸数を下回った場合は随時募集とし募集戸数がなくなり次第打ち切りとする。

7 抽選方法

7、8ページの【抽選について】を参照してください。

8 入居可能日

令和8年3月27日（金）

9 申込みにあたっての注意事項

- (1) 原則として住宅入居後の団地の異動、住替え等とはできないので、申込団地は十分検討すること。
- (2) 社会通念上不自然と思われる世帯分離(合併)、家族構成は認められません。
 - ① 夫婦を分割した世帯で、申込締切日現在、戸籍上で離婚を確認できない場合、離婚調停中であることを証明できない場合、配偶者からの暴力被害を証明できない場合等は申込みできません。
 - ② 内縁関係での申込みの場合は、公告日以前から次の要件をすべて満たすこと。
 - ・同居している
 - ・住民票の続柄の記載が「未届の夫(妻)」となっている
 - ・双方とも戸籍上の配偶者がいない。
 - ③ 他に扶養すべき人がいる親族(税法上の扶養関係がない親族等)の同居など、特に同居する理由のない親族との申込みはできません。
 - ④ 単に自立(独立)という理由や家庭内の問題(親子関係の不仲など)という理由での申込みはできません。
- (3) 申込者及び同居親族が住宅を所有している場合は、原則申込みできません。
- (4) 公的な住宅(県営住宅、市町村営住宅など)に入居している方は、特別な事由がない限り申込みできません。
- (5) 過去に市営住宅等を不正に使用したことがある方は申込みできません。(家賃滞納・退去修繕費滞納・迷惑行為など)

10 入居にあたっての注意事項

- (1) 入居の際には保証能力のある連帯保証人(年間総収入が120万円程度あり、住宅入居後同居者とならない者)が1名と、家賃の3か月分に相当する敷金が必要であること。
- (2) 入居決定後は、入居可能日から10日以内に速やかに住宅に入居すること。
- (3) ペットの飼育、餌付け、一時預かりは厳禁です。